

別 紙

議 事 の 経 過

【 みなさん、おはようございます。

開会前に、報告事項がありますので事務局から報告させます。

○ 佐々木事務局長

おはようございます。

工藤健一議員から、所用のため欠席する旨の報告がございましたので、お伝え申し上げます。

以上でございます。】

第一日 平成二十四年十一月二十六日

開会 午前十時

○ 議長（野呂日出男君）

ただ今の出席議員数は、十三名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から平成二十四年第三回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。

会議規則第一百五十五条の規定により会議録署名者は、

十二番 横山哲英君

十三番 浅利直志君

一 番 奈 良 完 治 君 を 指 名 い た し ま す 。

日 程 第 二 、 会 期 の 決 定 を 議 題 と い た し ま す 。

本 臨 時 会 の 会 期 及 び 会 期 日 程 に つ い て は 、 議 会 運 営 委 員 会 で 審 議 い た し ま し た の で 、 議 会 運 営 委 員 長 か ら 報 告 を 求 め ま す 。

奈 良 岡 文 英 議 会 運 営 委 員 長 。

[ 議 会 運 営 委 員 長 奈 良 岡 文 英 君 登 壇 ]

○ 議 会 運 営 委 員 長 ( 奈 良 岡 文 英 君 )

お は よ う ご ざ い ま す 。

た だ 今 か ら 議 会 運 営 委 員 会 で 審 議 い た し ま し た 結 果 を ご 報 告 申 し 上 げ ま す 。

去 る 十 一 月 二 十 一 日 、 午 前 十 時 か ら 小 会 議 室 に お い て 、 地 方 自 治 法 第 百 九 条 の 二 第 四 項 第 一 号 の 所 管 事 務 調 査 を す る た め 議 会 運 営 委 員 会 を 開 催 し 、 平 成 二 十 四 年 第 三 回 藤 崎 町 議 会 臨 時 会 の 会 期 及 び 会 期 日 程 に つ い て 各 委 員 の 意 見 を 十 分 尊 重 の う え 、 慎 重 に 審 議 い た し ま し た と ころ 、 会 期 は 本 日 一 日 と し 、 会 期 日 程 に つ い て は お 手 元 に 配 布 し て お り ま す と お り 開 会 ・ 会 議 録 署 名 者 指 名 ・ 会 期 の 決 定 ・ 諸 般 の 報 告 ・ 町 長 提 案 理 由 説 明 ・ 議 案 審 議 ・ 採 決 ・ 閉 会 以 上 の よ う に 議 会 運 営 委 員 会 で 決 定 い た し ま し た こ と を 、 ご 報 告 申 し 上 げ ま す 。

○ 議 長 ( 野 呂 日 出 男 君 )

お 諮 り い た し ま す 。

た だ 今 、 議 会 運 営 委 員 長 か ら 報 告 が あ り ま し た と お り 、 会 期 は 本 日 一 日 と し 、 お 手 元 に 配 布 し て あ り ま す 日 程 表 の と お り に し た い と 思 い ま す 。

こ れ に 、 ご 異 議 あ り ま せ ん か 。

( 「 異 議 な し 」 の 声 あ り )

○ 議 長 ( 野 呂 日 出 男 君 )

異 議 な し と 認 め ま す 。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布してあります日程表のとおりに決定いたしました。

○議長（野呂日出男君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布してあります印刷物によりご了承願います。

次に、平成二十四年十月三日付けで、代表者 吉村忠男議員 外三名より、平成二十四年十一月五日から七日までの日程で、沖縄県与那原町及び南風原町へ行政視察研修する計画が提出されたため、藤崎町議会会議規則第一百七条第一項ただし書きの規定により、同日付で本職において許可決定したことを報告いたします。

○議長（野呂日出男君）

日程第四、議案第六十五号及び議案第七十二号を一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

町長平田博幸君。

[町長 平田博幸君 登壇]

○町長（平田博幸君）

あらためまして、みなさんおはようございます。

昨年十一月二十日信任を受けまして、あっという間に一年と五日を迎えました。

野呂議長をはじめ、議員各位のご理解とご支援により町政も安定したところでございます。

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○議長（野呂日出男君）

日程第五、議案第六十五号 藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例案 を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第六十五号を採決いたします。

議案第六十五号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、議案第六十五号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野呂日出男君)

日程第六、議案第六十六号 藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第六十六号を採決いたします。

議案第六十六号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、議案第六十六号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野呂日出男君)

日程第七、議案第六十七号 藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第六十七号を採決いたします。

議案第六十七号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、議案第六十七号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野呂日出男君)

日程第八、議案第六十八号 藤崎町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一

部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これから、議案第六十八号を採決いたします。

議案第六十八号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、議案第六十八号は、原案のとおり可決されました。

○議長(野呂日出男君)

日程第九、議案第六十九号 工事の請負契約の一部変更の件 を議題とします。

これから、質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番(浅利直志君)

議案第六十九号、一部変更契約ですね。契約金額が、一億九千六百三十五万程から二億六百八十万ほどになって、約一千万ほど工事費が上がると。私ども説明うけていますのはですね、融雪範囲が広がったということと、それから防球ネットを設置することが必要だということなんですけれども、融雪範囲がどれ位広がったのか、どこの箇所がどれ位広がったのかということと、防球ネットはどこの箇所がど

れ位やらなくてはならなくなっただのかということですので。その二点についてお聞きします。

○ 議長（野呂日出男君）  
学務課長。

○ 学務課長（加福哲三君）  
お答えいたします。

まず、融雪の範囲の変更でございますが、六月議会において工事の説明をしております。その際に、融雪範囲を広げた方がいいのではないかという、提案を頂きました。それで、検討いたしまして昇降口から旧校門と言いますか、藤崎の石屋さんと言いますか、そちらの方までの通路の融雪範囲を広げたということでございます。それと、防球ネットの増額でございますけれども、野球のグラウンドの三塁側に防球ネットを増設いたしました。約四十メートル増設しております。  
以上です。

○ 議長（野呂日出男君）  
浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

そうしますと、融雪範囲の変更のことなんですけれども、これは、通路部分の方を広げたというようなことであります。これは、一千万のうち大凡どれ位なんですか。そして、金額的に言えば四十メートル程、防球ネットを広げたと言うんですがこれはどれ位なんですか。

○ 議長（野呂日出男君）  
学務課長。

○ 学務課長（加福哲三君）

まず、融雪設備の増額でございますが、三百二十四万円ほどでございます。

それと、防球ネットの増額でございますが、三百四十八万円ほどでございます。  
以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうしますと、一千万円に届かないんですけれども、その他はなんなんですか。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

あの、説明不足でした。

これにはですね、今話したのは直接工事費という直接の工事でございます。

それに、諸経費等も係ってきます。約諸経費が三十四%ほどの諸経費が係ってきます。その他に、プールの新設したときにですね、プールの側に大きい木がありました。その伐採した方がいいのではないかとということもあります。

いろいろ、諸々あと細かくいいますと、水道管の切り替えとか、プールを解体してプールのずーむ館側の入り口ありますよね、あちらの方からプールの方に水道管が走っておりました。そういうのも今回、今後工事した際にまた管が出てきて支障があったりすると駄目なので、この際にかけて県道藤崎停車場線の所から水道管の撤去をしたりとか、いろいろな諸々のことがあります。

ですから、先ほどお話ししましたがけれども融雪の増額、防球ネットの増額、約七百万円ほどになるんですが、それに三十四%の経費いきますと、約九百万円近くになると思います。その他に、今の水道管だとか木の伐採だとか含めますと約一千四百万円程でございます。

以上です。



○ 議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

その、プールの脇の木の新伐採とかは、なんぼかかるんですか。

○ 議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前十時十九分

再開 午前十時二十分

○ 議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を開きます。

学務課長。

○ 学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

木の伐採でございますが、幹回りだとか太さによって色々ございます。全てあわせまして直接工事費で約三十万円位かかっております。それに、経費と言うことになりまして四十万円くらいかかっていると思います。

以上です。

○ 議長（野呂日出男君）

横山哲英君。

○ 十二番（横山哲英君）

一点だけ。融雪とかはいいんですけれども、防球ネットですけれどもこれ四十メートル延長なされたと説明ありましたが、最初から必要な、ネットを張らな

いとならない部分だと思えますよ。追加でやるのではなくて、最初から計画に持ってやるしかるべきだと思えますけれども。その点について、もう一度説明を願います。

○議長（野呂日出男君）

学務課長。

○学務課長（加福哲三君）

お答えいたします。

この計画するにあたってですね、色々と学校などと協議いたしました。

防球ネットに関してはですね、以前、一塁側の方には防球ネットは設置されております。出来れば工事をやった時にサード側の方の防球ネットも設置しておけば良かったと私も思います。ただ、学校と協議したときには、別に支障はないんだと言うことをございました。ただ、野球部の保護者の方から、工事をやる際に出来れば防球ネットを設置してほしいと。という要望もありまして、協議したところ設置することになりました。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

議会や、議員からの要望も受けて、通路部分もこの際だからやった方がいいのではないかと。融雪ですね。なったんですけれども。なにか、我々に対する説明にですねよりますと、三百五十メートルも掘削したから温泉が湧いて、今年度は使用出来ないんだと。温泉のためには、四温泉、県に届けてる温泉施設のですね、許可が必要だけれども一業者が同意していないんだということも、聞かれておるんですけれ

ども。そうすれば、工事そのもの、今すぐやらなくても来年でもいいんじゃないんですか。どうなんですか。

○ 議長（野呂日出男君）

学務課長。

○ 学務課長（加福哲三君）

ちょっと、議員の質問の確認なんですけれども、やらなくてもいいというのは融雪をやらなくてもいいということなんですか。

融雪に関しては、当初から地下水を利用して児童の通学路の確保、あと駐車場の確保あとは、裏の方に給油する所がありますので、給油のための通路の確保ということで、計画いたしました。計画し実施したところ二十五度以上の物が湧いてきたと。これは、県の方と協議しながら、協議したところ温泉として扱われるということで、これに関しては掘削の申請をしているところです。申請し県の環境部の温泉部会というものに諮ります。それで、許可になればですね、次にポンプを設置して汲み上げると言うことになります。温泉部会と言うのは、今日二十六日の、今日の午後実施されるということで、県の方から聞いております。許可になればですね、それに仮のポンプを設置して、他の温泉に影響あるかないかというので、データを取りながらこの冬は、消融雪にしていきたいというふうに思っておりますので今年度は許可が得られればそういう風な私たちでやりたいと、思っております。

○ 議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

私がっておりますのは、既存の予算化された部分については、予定どおり進めていただきたい。ただし、この追加分については、なにもやらなくてもいいんじゃないかというふうなことなんです。もう一つは、先ほど木、大木だか知らないけれ

ども一本片付けるに三十万円も四十万円もかかって、それが予算化されるという、そういう追加工事の在り方、全てのこの間の藤崎町のですね給食センターも含めてですね、大きい工事をやったときに必ずこういう追加工事が出てですね、同一業者が請け負うと。それは、入札残が出たからだとか、様々な理由、あるいはやり残したことが後でわかったとか。

様々な理由はあるのですけれども、いつも、大規模工事に伴って必ずこういう、入札、再入札、やること自体をですね、もう一度きちんと業務担当課も含めて見直すべきだと私は思っております。町長はどういうふうなお考えなんでしょうか。お聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

浅利議員にお答えいたします。

藤崎小学校のプール及びグラウンドの工事におきましては、色々追加、修正かかったのも事実でございます。今、ご指摘ありました木の伐採に関しましては、みなさんも修祓式にきた時にですね、六年生の生徒と一緒にプール開きしたわけでございますが、そのときにさえ、近隣の大木の葉っぱがプールの湖面に浮かんでるということで、伐採はその時に私ども教育委員会学務課と協議して伐採したところでございます。

当初の設計には入っていないことも、それを含めてですね、あるいはプール横の旧藤崎園芸高校の基礎が出てきたということで、その辺は当然、想定外の工事であったのかなあと、言うことでございます。また、もろもろの指摘の件でございますけれども、学務課にかかわらず事業課である建設課あるいは農政課、今後十分精査しながら、いろんな工事の事前協議を徹底させて指導していきたいと、そういう思い

でございますので、ご理解のほどお願いいたしたいと思います。  
以上であります。

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから、議案第六十九号を採決いたします。

議案第六十九号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議あり」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、これから討論を行います。

まず、原案に反対する者の発言を許します。

浅利直志居君。

○十三番（浅利直志君）

ベストの仕事は、後で気づくこともある物だと思います。しかし、この間プールから旧校舎時代の石が出たとか、百万円だとか、あるいは、給食センターを作った時に、また、旧校舎の石が出たとか、そういうのがあまりにも多すぎますよ。

こうゆう、状態をです、断ち切らなければならないと、思っております。なぜならば、本体工事そのものが何億という金額な訳です。それに、百万、二百万単位で、これは想定出来なかったからと言うようなことでやること事態をです、きちり見直さなければならないと思っております。

我々、議会も同意し担当者も同意し、後で気がついたと言うことであれば、後でやればいいんです。別個に予算を組んで。そういうことの中で、初めて自分達の足

りない所や、精査というのが、責任というのが生まれて来るだろうと思います。今回の、事態についてはですね、木を切るということが自然でいいんじゃないですか。そういう、木を切らなくたってやれることは、やれるんです。泳げるんです。だと思っておりますので、そのようなことにはですね、追加予算設定をすることに、私は同意出来ません。

○議長（野呂日出男君）

次に原案に賛成する者の発言を許します。

小野稔君。

○六番（小野稔君）

私は議案第六十九号に対して賛成する者であります。

なぜならば、今浅利さんは言いましたけれども、これは全部子供たちのために想定外の物もあったと。至急にこれは、必要な物だと思いますので、今回の議案第六十九号には賛成する者であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。

相馬勝治君。

○九番（相馬勝治君）

私も小野議員の意見に賛成する者として申し上げます。

工事現場という物は、人が手をかければ、今まで死んでいた物が生き返るわけですよ。人の手によって生き物に変身するもので、それを克服していくのが、工事現場の人達だと思います。

想定している物も必ず出て来ますので、特に藤崎小学校に関しては様々な問題がありました。ここで、早めの対処をしたと言うことで、若干の不手際もあったと思いますが、とにかく今が小学校に対しての工事は終わりだと、一件落着ということ

で、賛成する者です。

○議長（野呂日出男君）

これで討論を終わります。

これから、議案第六十九号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

議案第六十九号は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。

よって議案第六十九号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第十、議案第七十号 工事の請負契約の件を議題といたします。

これから質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

本工事ですね、公募型一般競争入札ということでございます。

それで、今回の場合ですね分離、分割発注をしたと。あるいは、公募型指名競争入札ですか。これをやったということは、入札制度の改善といたしますか、そういう意味では一歩前進なのだとは、評価しております。ただ、私がお聞きしたいのは、第一点はですねこの、公募型指名競争入札というふうになっているのですが、公募型条件付き指名競争入札の色彩が大分強いなど、思っておるのですが、これは何業者が申し込んだんですか。八業者だと伺っておるのですが、その中で三つが振り落とされた訳ですが、振り落とされた理由は何なんですか。それは明示しなければならぬと聞いていますよね。何業者が申し込みをして、

最終的には五業者の指名競争入札になっておるんですけれども三者落ちたんですけれども、落ちた人の理由は何なんですかということをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

はいお答えいたします。

本工事では三分割を行っております。

建築工事にあっては七企業体の応募に対して、五企業体。電気設備工事にあっては、八企業体の申し込みにあって五企業体の入札、機械設備工事にあっては、七企業体の申し込みにあって五企業体の入札というふうになってございます。

また、この指名のことに關しましては、藤崎町の指名選定委員会と言うところで慎重に審議してですね、その内容等につきましては指名業者選定委員会におきましてその会議の内容は非公開ということでございますので、ご理解を頂きたいと思えます。

よろしくお願いいたします。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

なんか、最後のところがですね、指名業者選定委員会の内容が非公開だという、我が町の条例ですね、これ事態が時代遅れなんじゃないんですか。時代遅れ。

時代錯誤といえますか。そうすれば、であったとしてもですね、落選業者名を言うことは出来ないんでしょうけれども、落ちた理由は明らかにしなければならない、明示しなさいと書いてるんじゃないですか。その業者にはどうして、八業者申し込んだけれども三つの業者には、どうしておたくは選から漏れたんですかという



ことを、通知しなければならぬと言っているでしょう。それは、指名業者選定委員会の権限から超えていることじゃないんですか。行政の透明性に関わる、公開制に関わる問題じゃないんですか。理由は何なんですか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

この指名からはずれた業者に関しましては、非指名通知の理由について、通知してございます。内容が長くなりますがお読みいたします。

今般、貴共同企業体より提出されました公募型指名競争入札、非指名理由の内容につきましましては、建設工事等の実施について適正な施行を諮るため別紙規定のとおり、町指名審査会において町建設業者選定規定により指名業者を選定しております。その内容については、規定第五条第四項の規定に基づき全て非公開とさせて頂いております。当町の入札制度につきましましては、競争性を確保しながらもより品質の高い住民サービスの提供と、地元経済への影響を懸念し指名審査会を経た指名競争入札を基本として実施している状況であります。この度実施いたしました常盤小学校校舎改築工事の特定建設工事共同企業体方式による公募型指名競争入札に尽きましても、指名するにあたっては地元企業の育成や建設産業への影響等を考慮し、また当町での信頼度や指名実績、地域経済への活性化についても配慮させていただき指名業者五共同企業体の十社を選定した者でありますので、ご理解下さるようお願いいたします。ということですので、通知させて頂いております。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

いや、全然わからなかったんですけれどもね。

理由はなんだったんですか。

読んだのは、全文でしょうけど。全文は頭に入りませんが。主なる理由はなんですか。的確性がないというふうなことなんですか。なんですか理由のどこだけ。理由を明確にしていきたいと言うことを再度お聞きしたいということと、もう一つは今回の場合共同企業体でなければ入札に参加出来ない、まあ、指名競争入札だから共同企業体だけしか選ばなかったんですね。単独でもやれる力がある所は、対象外だったんですね。

その二点お聞きいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○ 企画財政課長（能登谷英彦君）

いま朗読いたしました、これをかいつまんで説明いたしますと、町は現在指名競争による入札制度を採用しております。そういう中で公募いたしました内容の中から指名審査会を経ることが重要になってきます。応募したから全て入札に参加できるという体型はとっておりませんのでその点では、まずご理解いただきたいと思えます。もう一つ、二番目の質問はもう一度お願いいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

二番目の質問は、今回の場合、共同企業体も認めるし、或いは単独でもやれる施行能力があるんだと。いままで大手だとかね、そういう所にも単独指名で本体工事あるいは全部工事を指名をしていましたよね。ですから、今回の場合はそういう折

中型でなくてですね、共同企業体だけが指名の対象だというふうに指名審査会というのは決めたんですか。と言うことを聞いてるんです。

○議長（野呂日出男君）  
企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）  
今回の常盤小学校の校舎改築工事の三本の工事につきましては、すべて共同企業体よる業者の申し込みを行ってその中で実施するというふうに決定してございます。

○議長（野呂日出男君）  
浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）  
今回はそうであったと、いうようなことでございます。  
この公募型指名競争入札の他にですね、例えば条件付きの一般競争入札とか、そういう制度もあります。そういうのも検討したいという町長は答弁していたこともございますけれども、条件付き一般競争入札だとかそういう要綱は作られてあるんですか。ないんですか。そういう事業が出来れば要綱を作るんですか。  
現状はどういうふうになっていらっしゃるんですか。ということと、もう一つ、最低制限価格、今回ですね設定しているんですか。設定していないんですか。  
その二点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）  
企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）  
先般の九月の定例会におきましても入札制度について質問いただきました。  
今私どもは事務的には、近い将来一般競争入札も是非実施してみたいと考えてご

ございますし、今町長と鋭意、その要綱また制度等について協議している所でございます。まだ、我が町におきましては指名競争入札による指名というようなことでの制度のみでございます。それから、今回の工事に関する最低制限価格を設けているかということですが、設けてございません。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

奈良岡文英君。

○五番（奈良岡文英君）

今日の冒頭の町長の提案理由の説明でも、就任して一年と五日ということの話がありましたけれども、去年の十一月に町長選挙がやることになった一因には、大型公共事業の入札に関する混乱があったわけですがけれども、それ以来私も入札制度の改革と言うものを訴えてきましたけれども、今回常盤小学校の入札に関して公募型指名競争入札というものをやった背景について伺いたいと思います。

平田町長の入札改革の一環と見なしているのか、それともそうでないのか、今後このような入札制度を導入して、大規模な公共工事はこういうふうにするんだと、先ほど浅利議員も言っていたように今後このような入札制度に対しての要綱を作っていくのか、伺いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

奈良岡議員の質問にお答えします。

基本的には多くの企業を入れて一般競争入札することによって、おそらく落札率は下がっていくだろうと。それは、私だけでなく議員各位もそのような認識だと思

っております。ただ、私も議員各位もですね、やっぱり地元企業の育成とか経済の活性化とか、そういうものは重々気持ちの中にあると思っております。ですから、今回三分割に発注した理由も、地域経済も考慮してのこととございますし、地域限定の公募型競争入札とすることとございますので、その辺も地域の経済を考えたの判断でございます。

私とすれば、決まった財源の中で公共工事をしていきますけれども、少しでも地元のみなさんの企業が公共工事に参画出来るような入札も重々、一般競争入札と加味したかたちでの、いろいろなかたちで協議して行きたいと、今後協議して行きたいと、そういう思い出ございますので、特段のご理解をお願いしたいと思っております。

以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第七十号を採決いたします。

議案第七十号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議案第七十号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第十一、議案第七十一号 工事の請負契約の件 を議題といたします。  
これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第七十一号を採決いたします。

議案第七十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。

よって、議案第七十一号は原案のとおり可決されました。

○議長（野呂日出男君）

日程第十二、議案第七十二号 工事の請負契約の件 を議題といたします。  
これから質疑を行います。

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

請負契約を結ぶというふうになっておりますけれども、最低制限価格も設けずです  
ね、金額的にもですね、九十なんパーセントでしたけ。だいたい業者が話し合  
って居るんじゃないかというのも見られる訳でありますけれども、後日談合であつ

たと。業者談合。あるいは官製談合というのもあって、そういうことをやれば市長でも町長でも追求されるというふうになっておるんですけれども。

契約書ですね、後日談合だとかそういうのが発覚した場合損害賠償はいくら請求するというふうに、契約書はなるんですか。損害賠償規定、この分割発注した機械設備でしたか。議案第七十二号です。機械設備工事ですね。どういうふうになってるんですか。損害賠償条項、どういうふうにするつもりなんですか。

○議長（野呂日出男君）

暫時休憩いたします。

休憩 午前十時四十九分

再開 午前十時五十五分

○議長（野呂日出男君）

休憩を取り消し、会議を開きます。

企画財政課長。

○企画財政課長（能登谷英彦君）

契約書の後ろに、工事約款というようなことですね、付けてございます。

その第四十四条の二にですね、いわゆる私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律によりまして、そのような事例が発覚した場合には、契約を解除出来ること、いうことをうたっております。また、次の四十五条には、この契約を解除して発生した損害については、相当する金額を賠償しなければならないと。

こういうふうに、うたっておりますので、その辺についてはこの約款により摘要されるものと思います。

以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○ 十三番（浅利直志君）

入札改善の取組もしてきたと言うんですけれども、発生した相当する損害については、請求することが出来ると、いうふうにわかりやすいようで、わかりにくいですね、明瞭でない規定なんです。立証しないとだめなわけなんですから。

ですから、全国的には十パーセントだとか厳しい所は二十パーセントですね、公正取引に反するようなことが行われたならば、そういうふうになるんだと、明記している所がたくさん出て居るんです。ですから、そのことも含めてですね、標準約款にですね、工事請負約款にどのように明記するのか、今後の検討課題だと思っておるのですけれどもその辺はどういう認識なんでしょうか。

担当課長にお聞きいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○ 企画財政課長（能登谷英彦君）

この入札制度に関しましては、今までずっと古いやり方を続けてきたものですから、今後内容については十分精査し、替えていくものは替えていく、というふうに実施して行きたいと思えます。

よろしく願いいたします。

○ 議長（野呂日出男君）

これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これから議案第七十二号を採決いたします。



議案第七十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(野呂日出男君)

異議なしと認めます。

よって、議案第七十二号は原案のとおり可決されました。

これをもって、本臨時会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて、本日の会議を閉じます。

よって、平成二十四年第三回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

散会 午前十時五十八分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 横 山 哲 英

署名議員 浅 利 直 志

署名議員 奈 良 完 治